

<一般委託>

事業場排水等水質分析業務委託仕様書

事業場排水等水質分析業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	公共下水道を使用する事業場の排水等について、下水道法等の規定に基づき水質分析を行い、その結果を報告するものである。
2	履行期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
3	施行場所	横須賀市三春町2-1 下町浄化センターほか
4	業務内容	別紙「事業場排水等水質分析業務委託特記仕様書」のとおり
5	特記事項	別紙「事業場排水等水質分析業務委託特記仕様書」のとおり 本市議会において当該予算が承認されなかった場合は、契約しないことを承諾したうえで入札すること
6	関係法規	下水道法、水質汚濁防止法、横須賀市下水道条例、その他関連法令
7	資格要件	本業務履行については、次の条件に該当すること ・計量法に基づく計量証明事業の資格(濃度)を有すること ・本市公共下水道(合流管または污水管)を使用していないこと
8	契約方法	単価による業務委託契約(一般委託) 単位:件
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。 ただし、消費税として精算額にその税率相当額を加算(円未満の端数切り捨て)するものとする。 受託者の請求は、実績件数に基づき行うものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	上下水道局技術部 水再生課 事業場排水指導係 (直通046-823-7696)

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

## 事業場排水等水質分析業務委託内訳書

(税抜き)

No.	項目	単位	予定数量	上限単価(円)	契約単価(円)
1	カドミウム及びその化合物	件	111	3,600	
2	シアン化合物	件	35	4,200	
3	有機燐化合物	件	11	11,500	
4	鉛及びその化合物	件	111	3,600	
5	六価クロム化合物	件	19	3,600	
6	ひ素及びその化合物	件	47	4,700	
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	件	70	4,700	
8	アルキル水銀化合物	件	7	10,500	
9	ポリ塩化ビフェニル	件	9	22,000	
10	トリクロロエチレン	件	56	6,800	
11	テトラクロロエチレン	件	56	6,800	
12	ジクロロメタン	件	56	6,800	
13	四塩化炭素	件	56	6,800	
14	1,2-ジクロロエタン	件	56	6,800	
15	1,1-ジクロロエチレン	件	56	6,800	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	件	56	6,800	
17	1,1,1-トリクロロエタン	件	56	6,800	
18	1,1,2-トリクロロエタン	件	56	6,800	
19	1,3-ジクロロプロペン	件	56	6,800	
20	チウラム	件	7	18,800	
21	シマジン	件	11	16,200	
22	チオベンカルブ	件	11	16,200	
23	ベンゼン	件	56	7,000	
24	セレン及びその化合物	件	47	5,300	
25	ほう素及びその化合物	件	47	4,200	
26	ふっ素及びその化合物	件	53	4,200	
27	1,4-ジオキサン	件	57	16,900	
28	フェノール類	件	30	4,200	
29	銅及びその化合物	件	111	3,600	
30	亜鉛及びその化合物	件	111	3,600	
31	鉄及びその化合物(溶解性)	件	111	3,600	
32	マンガン及びその化合物(溶解性)	件	111	3,600	
33	クロム及びその化合物	件	111	3,600	
34	ニッケル及びその化合物	件	111	3,600	
35	陰イオン界面活性剤	件	5	5,800	
36	運搬費	件	48	10,000	

- 1 表中No.1～35は容器準備、報告書作成等に係る諸経費を含めるものとする。
- 2 契約単価は、契約者が記入すること。
- 3 契約単価は、上限単価を超えることができない。
- 4 予定数量に契約単価を乗じた金額の合計額を見積金額とすること。
- 5 「予定」であるため、表中No.35については履行期間終了時の件数が「0」になる場合がある。

## 事業場排水等水質分析業務委託 特記仕様書

### 1 業務名

事業場排水等水質分析業務委託

### 2 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 3 業務の概要

事業場から公共下水道に排出される汚水等の水質分析を行い、その結果を報告する。試料採取は横須賀市上下水道局職員（以下、「監督員」という。）が行い、試料容器の提供及び試料運搬は受託者が行う。

なお、容器の提供および試料の受け渡しは原則として下町浄化センター（横須賀市三春町2-1）で行う。

### 4 業務の内容

#### (1) 試料容器の提供

受託者は、監督員が指定した期日までに適切な試料容器を下町浄化センターに届けること。

#### (2) 試料の受け取り

受託者は、監督員が指定した予定日時<sup>※</sup>に下町浄化センターその他監督員が指定した場所で試料を受け取ること。

なお、試料の受け取りは概ね毎月4回とする。

※予定日時は事前に提示するが、天候等により監督員が試料採取に適さないと判断したときは、変更することができるものとする。なお、変更する場合は予定日の午前10時までに監督員が受託者に連絡する。

#### (3) 試料の運搬

受託者は、試料を遮光・保冷し、分析結果に影響のないよう運搬すること。

#### (4) 試料の分析

受託者は、試料を受け取り後、速やかに分析を行うこと。

また、分析方法（試料保存および前処理を含む）は別紙1のとおり「下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）」に定めのあるものはそれに準拠し、その他のものは下水試験方法（日本下水道協会2012年版）及び工場排水試験方法（JIS K 0102）などの公定法によること。

なお、再分析に備え、試料を適宜保管すること。

#### (5) 分析結果の報告

試料受け取りの15日後（土日及び祝日の場合はその翌日）までに濃度計量証明書等

により報告すること。

上記の報告期限に関わらず、監督者から分析結果を求められた場合は、速やかに電話にて報告するとともに電子メール等により報告すること。また、別紙1に示された早期報告値と認められる場合は、直ちに電話にて報告するとともに電子メール等により報告すること。

なお、報告先については監督員の指示に従うこと。

#### (6) その他

試料毎の分析項目及び検体数等については別紙2のとおり。

なお、委託期間内は分析の記録（検量線等）を保存し、監督員から指示があった場合は速やかに提出すること。

法改正等により、特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準や除害施設設置基準に変更が生じた際は、監督員と受託者協議の上で、定量下限値、早期報告値の変更を行えるものとする。

### 5 提出物

#### (1) 作業手順書

受託者は、初回試料受け渡し日の7日前までに当該業務に係る作業手順書を提出し、監督員の承認を得ること。作業手順書には、検水量、分析方法、定量下限値等のほか作業管理責任者等の氏名、連絡先及び経験年数等について記載すること。なお、作業手順書の内容を変更する場合は、事前に監督員の承認を得ること。

#### (2) 結果報告書

受託者発行の濃度計量証明書及び別紙3「事業場排水等水質分析委託検査結果表」（電子ファイル）を試料受け取りの15日後（土日及び祝日の場合はその翌日、3月は月内最終開庁日）までに提出すること。

### 6 その他

(1) 本委託は単価契約とし、委託料の支払いは年度末の業務完了後、請求払いとする。なお、別紙1表中の陰イオン界面活性剤においては、監督員から引き渡された試料の件数がゼロの場合、当該項目の支払いはないものとする。

(2) 提出された分析結果について疑義が生じた場合、協議のうえ再分析を行うこと。

なお、受託者の過失等により異常値が生じた場合は、監督員に原因等を報告し、無償で再測定を行うこと。

(3) 内部精度管理等により分析の精度及び品質の向上に努めること。また、監督員から精度管理体制や濃度計量証明に関する資料等の提出を求められた場合は、適宜、対応すること。

(4) 精度管理確認のため監督員の指示によりクロスチェック等を実施する場合は、分析等に協力すること。また、必要に応じて分析現場への立ち入り調査に協力すること。

(5) 業務により発生する廃棄物は、関係法令に基づき受託者が適正に処理すること。

- (6) 業務の一部を再委託する場合は、再委託の内容について監督員の承認を得ること。
- (7) 本委託により知り得た情報は、一切外部に漏洩してはならない。契約終了又は解除された後においても同様とする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議のうえ定めるものとする。

## 分析規格、表示法、定量下限値、早期報告値

分析項目	規格等	表示法	定量下限値	早期報告値
カドミウム及びその化合物	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第1号	2桁、 小数点以下第3位まで	0.003mg/L あるいはそれ以下	0.03mg/L以上
シアン化合物	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第2号	2桁、 小数点以下第1位まで	0.1mg/L あるいはそれ以下	1mg/L以上
有機燐化合物	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第3号	2桁、 小数点以下第2位まで	0.02mg/L あるいはそれ以下	0.2mg/L以上
鉛及びその化合物	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第4号	2桁、 小数点以下第2位まで	0.01mg/L あるいはそれ以下	0.1mg/L以上
六価クロム化合物	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第5号	2桁、 小数点以下第2位まで	0.05mg/L あるいはそれ以下	0.5mg/L以上
ひ素及びその化合物	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第6号	2桁、 小数点以下第2位まで	0.01mg/L あるいはそれ以下	0.1mg/L以上
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第7号	2桁、 小数点以下第4位まで	0.0005mg/L あるいはそれ以下	0.005mg/L以上
アルキル水銀化合物	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第8号	2桁、 小数点以下第4位まで	0.0005mg/L あるいはそれ以下	定量下限値以上
ポリ塩化ビフェニル	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第9号	2桁、 小数点以下第4位まで	0.0005mg/L あるいはそれ以下	0.003mg/L以上
トリクロロエチレン	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第10号	2桁、 小数点以下第3位まで	0.001mg/L あるいはそれ以下	0.1mg/L以上
テトラクロロエチレン	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第11号	2桁、 小数点以下第3位まで	0.001mg/L あるいはそれ以下	0.1mg/L以上
ジクロロメタン	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第12号	2桁、 小数点以下第3位まで	0.001mg/L あるいはそれ以下	0.2mg/L以上
四塩化炭素	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第13号	2桁、 小数点以下第3位まで	0.001mg/L あるいはそれ以下	0.02mg/L以上
1,2-ジクロロエタン	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第14号	2桁、 小数点以下第3位まで	0.001mg/L あるいはそれ以下	0.04mg/L以上
1,1-ジクロロエチレン	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第15号	2桁、 小数点以下第3位まで	0.001mg/L あるいはそれ以下	1mg/L以上
シス-1,2-ジクロロエチレン	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第16号	2桁、 小数点以下第3位まで	0.001mg/L あるいはそれ以下	0.4mg/L以上
1,1,1-トリクロロエタン	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第17号	2桁、 小数点以下第3位まで	0.001mg/L あるいはそれ以下	3mg/L以上
1,1,2-トリクロロエタン	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第18号	2桁、 小数点以下第3位まで	0.001mg/L あるいはそれ以下	0.06mg/L以上
1,3-ジクロロプロペン	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第19号	2桁、 小数点以下第3位まで	0.002mg/L あるいはそれ以下	0.02mg/L以上
チウラム	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第20号	2桁、 小数点以下第3位まで	0.006mg/L あるいはそれ以下	0.06mg/L以上
シマジン	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第21号	2桁、 小数点以下第3位まで	0.003mg/L あるいはそれ以下	0.03mg/L以上
チオベンカルブ	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第22号	2桁、 小数点以下第2位まで	0.02mg/L あるいはそれ以下	0.2mg/L以上

分析項目	規格等	表示法	定量下限値	早期報告値
ベンゼン	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第23号	2桁、 小数点以下第3位まで	0.001mg/L あるいはそれ以下	0.1mg/L以上
セレン及びその化合物	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第24号	2桁、 小数点以下第2位まで	0.01mg/L あるいはそれ以下	0.1mg/L以上
ほう素及びその化合物	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第25号	2桁、 小数点以下第1位まで	0.2mg/L あるいはそれ以下	10mg/L以上
ふっ素及びその化合物	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第26号	2桁、 小数点以下第1位まで	0.1mg/L あるいはそれ以下	8mg/L以上
1,4-ジオキサン	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第28号	2桁、 小数点以下第3位まで	0.005mg/L あるいはそれ以下	0.5mg/L以上
フェノール類	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第34号	2桁、 小数点以下第2位まで	0.05mg/L あるいはそれ以下	0.5mg/L以上
銅及びその化合物	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第35号	2桁、 小数点以下第1位まで	0.1mg/L あるいはそれ以下	1mg/L以上
亜鉛及びその化合物	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第36号	2桁、 小数点以下第1位まで	0.1mg/L あるいはそれ以下	1mg/L以上
鉄及びその化合物（溶解性）	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第37号	2桁、 小数点以下第1位まで	0.3mg/L あるいはそれ以下	3mg/L以上
マンガン及びその化合物（溶解性）	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第38号	2桁、 小数点以下第1位まで	0.1mg/L あるいはそれ以下	1mg/L以上
クロム及びその化合物	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第39号	2桁、 小数点以下第2位まで	0.05mg/L あるいはそれ以下	2mg/L以上
ニッケル及びその化合物	日本工業規格K0102.59	2桁、 小数点以下第2位まで	0.02mg/L あるいはそれ以下	1mg/L以上
陰イオン界面活性剤	下水試験方法（最新版）	2桁、 小数点以下第2位まで	0.02mg/L あるいはそれ以下	-





事業場排水等水質分析委託検査結果表

試料番号							定量下限値	表示法	早期報告値
フェノール類								2桁 小数点第2位まで	0.5mg/L以上
銅及びその化合物								2桁 小数点第1位まで	1mg/L以上
亜鉛及びその化合物								2桁 小数点第1位まで	1mg/L以上
鉄及びその化合物（溶解性）								2桁 小数点第1位まで	3mg/L以上
マンガン及びその化合物（溶解性）								2桁 小数点第1位まで	1mg/L以上
クロム及びその化合物								2桁 小数点第2位まで	2mg/L以上
ニッケル及びその化合物								2桁 小数点第2位まで	1mg/L以上
カドミウム及びその化合物								2桁 小数点第3位まで	0.03mg/L以上
シアン化合物								2桁 小数点第1位まで	1mg/L以上
有機燐化合物								2桁 小数点第2位まで	0.2mg/L以上
鉛及びその化合物								2桁 小数点第2位まで	0.1mg/L以上
六価クロム化合物								2桁 小数点第2位まで	0.5mg/L以上
ひ素及びその化合物								2桁 小数点第2位まで	0.1mg/L以上
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物								2桁 小数点第4位まで	0.005mg/L以上
セレン及びその化合物								2桁 小数点第2位まで	0.1mg/L以上
ほう素及びその化合物								2桁 小数点第1位まで	10mg/L以上
ふっ素及びその化合物								2桁 小数点第1位まで	8mg/L以上
アルキル水銀化合物								2桁 小数点第4位まで	定量下限値以上
チウラム								2桁 小数点第3位まで	0.06mg/L以上
シマジン								2桁 小数点第3位まで	0.03mg/L以上
チオベンカルブ								2桁 小数点第2位まで	0.2mg/L以上
ポリ塩化ビフェニル								2桁 小数点第4位まで	0.003mg/L以上
トリクロロエチレン								2桁 小数点第3位まで	0.1mg/L以上
テトラクロロエチレン								2桁 小数点第3位まで	0.1mg/L以上
ジクロロメタン								2桁 小数点第3位まで	0.2mg/L以上
四塩化炭素								2桁 小数点第3位まで	0.02mg/L以上
1,2-ジクロロエタン								2桁 小数点第3位まで	0.04mg/L以上
1,1-ジクロロエチレン								2桁 小数点第3位まで	1mg/L以上
シス-1,2-ジクロロエチレン								2桁 小数点第3位まで	0.4mg/L以上
1,1,1-トリクロロエタン								2桁 小数点第3位まで	3mg/L以上
1,1,2-トリクロロエタン								2桁 小数点第3位まで	0.06mg/L以上
1,3-ジクロロプロペン								2桁 小数点第3位まで	0.02mg/L以上
ベンゼン								2桁 小数点第3位まで	0.1mg/L以上
1,4-ジオキサン								2桁 小数点第3位まで	0.5mg/L以上
陰イオン界面活性剤								2桁 小数点第2位まで	-

単位：mg/L

表記方法：数値または「定量下限値未満」